

# 北海道大学大学院法学研究科

## 法律実務専攻

### 目 次

I 認証評価結果	2-(1)-3
II 章ごとの評価	2-(1)-4
第 1 章 教育目的	2-(1)-4
第 2 章 教育内容	2-(1)-6
第 3 章 教育方法	2-(1)-9
第 4 章 成績評価及び修了認定	2-(1)-11
第 5 章 教育内容等の改善措置	2-(1)-14
第 6 章 入学者選抜等	2-(1)-15
第 7 章 学生の支援体制	2-(1)-17
第 8 章 教員組織	2-(1)-19
第 9 章 管理運営等	2-(1)-22
第 10 章 施設、設備及び図書館等	2-(1)-24
III 意見の申立て及びその対応	2-(1)-26
<参 考>	2-(1)-31
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(1)-33
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(1)-34
iii 自己評価書等	2-(1)-35



## I 認証評価結果

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合していない。

理由：基準6－1－4を満たしていないため。

その具体的な内容は、次のとおりである。

- 入学者選抜において、3年課程と2年課程を併願した場合の3年課程の選抜については、法学未修者に対しても学修評価枠において主として法律科目試験の成績が考慮されており、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確に評価されているとはいえない。

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 知的財産法分野について、文部科学省「21世紀COEプログラム」の「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」と連携して、授業科目「知的財産法」、「現代知的財産法A」、「現代知的財産法B」、「現代知的財産法C」及び「現代知的財産法D」において、特許法や著作権法だけでなく不正競争防止法や商標法に及ぶ授業内容が展開されている。
- すべての専任教員の授業負担が年間20単位以下にとどめられている。
- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。
- 学生の自習机からパソコンを使用して図書及び資料を検索することが可能であるほか、自習室と法科大学院図書室の距離が近いことから、自習室と法科大学院図書室との有機的連携が確保されている。

## II 章ごとの評価

### 第1章 教育目的

#### 1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

##### 【根拠理由】

1-1-1 各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

本法科大学院においては、法曹としての実務に必要な学識を修得させるものとして法律基本科目、法律実務の基礎的素養を涵養するものとして法律実務基礎科目、基礎法学に関する分野又は法学に関連する分野として基礎法学・隣接科目及び応用的先端的な法領域に関するもの、その他の実定法に関する多様な分野のものとして展開・先端科目が配置されるとともに、少人数による双方向的又は多方向的で密度の高い授業を行うものとされ、理論的かつ実践的な教育が体系的に実施されている。

成績評価は、成績評価基準の設定と学生への周知、採点基準の設定、成績分布の公表、進級制の採用などによって厳格に設計され、修了認定も、厳格な成績評価の蓄積などを通して行われている。

1-1-2 各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準1-1-1に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

本法科大学院の教育理念は、「21世紀にふさわしい高度な専門性と幅広い視野、そして人権感覚と倫理性を身につけた法曹の養成」として明確に示されている。また、養成する法曹像は、『先端的なビジネスに強い法曹』、『市民生活に密着した法曹』として明確に示され、その内容は法曹養成のための中核的機関としての法科大学院にふさわしいものになっている。

本法科大学院においては、養成しようとする法曹像に適った教育を実施するため、法曹としてのコモンベーシックを確保するための教育プログラム(基礎プログラム、法実務基礎プログラム、深化プログラム)、法曹としての付加価値を高めるためのプログラム(先端・発展プログラム)、幅広い知見を修得するためのプログラム(学際プログラム)の設定、少人数教育体制の確保、双方向的又は多方向的授業の実施、履修モデルの提示などが行われている。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

#### 2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

### 3 第1章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

## 第2章 教育内容

### 1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

2-1-1 教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

本法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、おおむね学部での法学教育との関係が明確にされ、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育理念を効果的に実現するために、基礎プログラムにおいて、訴訟等における法の実際の機能をふまえて法律基本科目に関する基礎的知識を修得し、法実務基礎プログラム及び深化プログラムにおいて、専門的法曹養成のための高度な専門知識とその応用力を組織的に修得し、先端・発展プログラム及び学際プログラムにおいて、修得した法的専門知識をさらに高度化させて専門性を高め、あるいは法学以外の知識と関連させて視野を広げることにより、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

なお、本法科大学院においては、一部の基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、平成18年度まで法学部生の履修を認めていたが、平成19年よりこれを是正するものとし、前期開講の一部科目については是正が間に合わなかったものの、後期開講科目についてはすべて是正されている。

2-1-2 次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

本法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目、(2) 法律実務基礎科目、(3) 基礎法学・隣接科目、(4) 展開・先端科目の授業科目が配置されている。

(1) 法律基本科目としては、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の分野に係る授業科目が配置されており、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容になっている。

(2) 法律実務基礎科目としては、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法情報調査、

法文書作成、ローヤリング、クリニック及びエクスターンシップに係る授業科目が配置されており、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい教育内容になっている。

(3) 基礎法学・隣接科目としては、授業科目「法哲学」、「地方自治論」、「現代法社会論」、「政策分析」、「ローマ法」等が配置されており、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拓げることに寄与する専門的な教育内容になっている。

(4) 展開・先端科目としては、「財産法などの先端的なビジネスに強い法曹」を養成するため、先端ビジネス部門に授業科目「企業法務」、「経済法」等、「市民生活に密着した法曹」を養成するため、生活関連部門に授業科目「労働法」、「環境法」等、共通科目として授業科目「国際法Ⅰ」、「国際法Ⅱ」等が配置され、知的財産法分野については、文部科学省「21世紀COEプログラム」の「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」と連携して、授業科目「知的財産法」、「現代知的財産法A」、「現代知的財産法B」、「現代知的財産法C」及び「現代知的財産法D」において、特許法や著作権法だけでなく不正競争防止法や商標法に及ぶ授業内容が展開されており、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、幅広くかつ高度の専門的教育を行うことによって、実務との融合をも図る教育内容になっている。

2-1-3 基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

本法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が一部の科目に偏ることなく、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

法律基本科目については、すべて選択必修科目であり、公法系科目は12単位中8単位以上、民事系科目は35単位中24単位以上、刑事系科目は13単位中10単位以上を修得し、かつ、合計52単位以上を修得することとされている。

法律実務基礎科目については、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理Ⅰ」及び「法曹倫理Ⅱ」（各2単位）がいずれかを選択する選択必修科目として配置され、要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事実務演習」（2単位）が必修科目として配置され、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事実務演習A」及び「刑事実務演習B」（各2単位）がいずれかを選択する選択必修科目として配置されている。法情報調査は、授業科目「法情報学」及びガイダンスの中で適宜指導が行われ、法文書作成は、選択必修科目である授業科目「刑事実務演習A」及び「刑事実務演習B」の中で適宜指導が行われている。また、ローヤリング及びクリニックは、授業科目「ローヤリング＝クリニックA」及び「ローヤリング＝クリニックB」が配置され、エクスターンシップは、授業科目「エクスターンシップ」が配置されている。

基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足りる数の授業科目が開設され、そのうち4単位が選択必修とされている。

展開・先端科目については、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち15単位が選択必修とされている。

2-1-4 各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

本法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【優れた点】

- 知的財産法分野について、文部科学省「21世紀COEプログラム」の「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」と連携して、授業科目「知的財産法」、「現代知的財産法A」、「現代知的財産法B」、「現代知的財産法C」及び「現代知的財産法D」において、特許法や著作権法だけでなく不正競争防止法や商標法に及ぶ授業内容が展開されている。

### 【改善を要する点】

- 一部の基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、平成19年度後期開講科目においては是正されているものの、平成19年度前期開講科目において、法学部生の履修が認められていたことから、今後とも学部での法学教育との関係を明確にした上で、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい教育課程の編成となるよう留意する必要がある。

## 3 第2章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしているが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、改善を要する状況である。

## 第3章 教育方法

### 1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

本法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育にかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、一部の授業科目においてこの観点到適合する規模に維持されていないものの、それ以外についてはこの観点到適合する規模に維持されている。

なお、他専攻等の学生又は科目等履修生による本法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

本法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

本法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、ふさわしい教材や具体的な事案や事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、講義方式を中心としつつ質疑応答を併用した双方向的な授業が実施され、2年次以降の授業科目において、あらかじめ指定された判例や事例問題等を用いて問題発見能力、調査能力、問題解決能力及び口頭での表現力の育成を図るなど、双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「ローヤリング＝クリニックA」、「ローヤリング＝クリニックB」及び「エクスターンシップ」については、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、授業科目「エクスターンシップ」については、教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制がとられ

ており、単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法が学生便覧又はシラバスに記載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、オフィスアワーの実施、クラス担任制の導入、学習支援委員の配置、休祝日関係なく24時間の利用ができる自習室の整備などが講じられている。

集中講義については、一部授業科目において、授業終了後、試験までの時間が確保されていないものの、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるようおおむね配慮されている。

3-3-1 法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

本法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次及び2年次においては36単位（授業科目「エクスターンシップ」又は「フィールドワーク」（各1単位）のいずれかを除く）が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【改善を要する点】

- 一部の授業科目について、同時に授業を行う学生を適切な規模に維持する必要がある。
- 集中講義については、一部の授業科目において、授業終了後、試験までの時間が確保されていないため、十分な時間の確保について配慮する必要がある。

## 3 第3章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしているが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、改善を要する状況である。

## 第4章 成績評価及び修了認定

### 1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

4-1-1 学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

本法科大学院においては、成績評価の基準の設定、学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の学生への告知など、成績評価が学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、各教員の判断を尊重することとした5段階評価が設定され、成績のランク分け、期末試験、小テスト、レポート、平常点等の成績評価における考慮要素が設定され、これらは学生便覧及びシラバスに記載され、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置については、成績評価について説明を希望する学生に対するオフィスアワー等を利用しての説明、単位認定に対する異議申出制度の整備、教員間による成績分布データの共有などがとられている。

成績評価の結果については、法律基本科目並びに履修者が5人以上の授業科目において、成績分布表、担当教員による説明会の開催、採点要領、さらに一部の授業科目においては、学生の同意を得た優秀答案・優秀レポートや過去の試験問題などの必要な関連情報とともに学生に告知されている。

期末試験が実施される際には、当該試験に係る再試験及び追試験は期末試験と同じ実施方法で行われており、再試験については3年課程の学生に提供される基礎プログラムに属する授業科目についてのみ認められ、厳正な評価が行われ、追試験については一定の要件に該当する学生にのみ実施され、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。

4-1-2 学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

本法科大学院においては、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）をもとに、本法科大学院における単位として認定することが可能とされている。この場合においては、既修得単位の認定申請に基づき、教務委員会において指名された審査担当教員が審査を行い、教員会議を経て単位認定をすることとされており、教育課程の一体性が損なわれていないとともに、厳正で客観的な成績評価が確保されている。

4-1-3 一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

本法科大学院においては、一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、対象学年、進級要件、進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱いなどが明確にされ、ウェブサイト、学生便覧等によって学生に周知されている。

4-2-1 法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下、「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	6単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。（基準2-1-3参照。）

本法科大学院の修了要件は、3年以上在籍し、96単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院（外国の大学院を含む。）において履

修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、合計30単位を超えない範囲で、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）に関しては、1年を超えない範囲で本法科大学院が認める期間在学し、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院等において修得した単位と合わせて30単位を超えない範囲で本法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目は公法系科目8単位以上、民事系科目24単位以上、刑事系科目10単位以上の合計52単位以上、法律実務基礎科目6単位以上、基礎法学・隣接科目4単位以上、展開・先端科目15単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3分の1以上が確保されている。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

本法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、最近出題された本学法学部の試験問題を調査するほか、採点の際の匿名性が確保されるなど、本大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保っており、公平性、開放性、多様性が確保されている。

法学既修者認定試験は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の7科目について論述式で実施されている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、30単位を修得したものとみなしている。この30単位については、1年次の選択必修科目32単位から30単位を修得したものとみなしており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を考慮した教育上妥当な方法が用いられている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

## 3 第4章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

## 第5章 教育内容等の改善措置

### 1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

本法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「FD委員会」及び「カリキュラム見直しワーキング・グループ」が設置され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、「FD委員会」が中心となり、学生アンケートの実施、学生投書箱の設置、教員相互の授業参観などの取り組みが実施されている。また、学生アンケートの集計結果や学生からの要望や提言、学内の諸会議での議論等を参考にし、「カリキュラム見直しワーキング・グループ」を中心に、本法科大学院における教育プログラムの改善が検討されている。

5-1-2 法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

本法科大学院においては、実務家教員が教育上の経験を確保できるよう、教員就任予定の者について、非常勤講師として試行的な教育を行う機会の設定、授業参観の実施を通じて、教育上の経験を積む取組に努めている。

また、研究者教員が実務上の知見を確保できるよう、札幌弁護士会との連携のもと、一日実務研修や法科大学院に関する協議会の実施、司法研修所における法科大学院教員研修の参加を通じて、担当授業科目に関する実務上の知見の補完に努めている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

### 2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

### 3 第5章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

## 第6章 入学者選抜等

## 1 評価

第6章の基準のうち、基準6-1-4を満たしていない。

## 【根拠理由】

6-1-1 公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

本法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「入試制度検討委員会」及び「入学者選抜委員会」が設置されている。

アドミッション・ポリシーについては、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、本法科大学院が掲げる教育理念に照らして、「①基礎的な教養と社会に対する広い関心、②分析力、思考力及び表現力など、法律家としての適性、③継続的な教育に耐えうる知的素養・忍耐力を備えた人材を選抜する」として設定し、ウェブサイト及び学生募集要項を通じて公表されている。

また、入学志願者に対しては、本法科大学院の教育理念、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等が、入試説明会、ウェブサイト及び学生募集要項を通じて事前に周知されている。

6-1-2 入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

本法科大学院においては、入学者選抜について、すべての出願者を対象とする「一般選考」と、社会人または非法学部出身者を対象とする「特別選考」を設け、それぞれ第1次選抜及び第2次選抜を課す方式によって実施され、アドミッション・ポリシーに基づいて行われている。

6-1-3 法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

本法科大学院においては、入学資格を有するすべての志願者に対して、本大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、過去の入試状況（合格者数、出身大学、成績結果、法律科目試験問題、小論文試験問題等）が公表されているなど、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されている。

6-1-4 入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価できるよう、第1次選抜において、独立行政法人大学入試センターが行う法科大学院適性試験又は財団法人日弁連法務研究財団が行う法科大学院統一適性試験の成績を中心に、学部の成績が加味されている。また、第2次選抜において、「一般選考」では、3年課程については小論文試験を課した上で適性試験の成績・小論文試験の成績・学修評価を考慮し、2年課程については法律科目試験を課し、「特別選考」では、小論文試験及び面接試験が課されている。

ただし、3年課程と2年課程を併願した場合の3年課程の選抜については、法学未修者に対しても学修評価枠において主として法律科目試験の成績が考慮されており、法科大学院において教育を受けるために

必要な入学者の適性及び能力等が適確に評価されているとはいえない。

6-1-5 入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、小論文試験、面接試験、志望理由書、語学能力を証明する書類等の提出によって、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう考慮されている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成16年度は約50%、平成17年度は約35%、平成18年度は約40%、平成19年度は約35%であり、いずれも3割以上確保されている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

本法科大学院においては、収容定員300人に対し、平成19年度の在籍者数は261人であり、在籍者数について妥当な状態である。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

本法科大学院においては、入学者受入について、入学辞退者数を見込んだ合格者数を決定し、入学者数がほぼ入学定員と一致している状況にあり、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

以上の内容を総合し、「第6章の基準のうち、基準6-1-4を満たしていない。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【改善を要する点】

- 入学者選抜において、3年課程と2年課程を併願した場合の3年課程の選抜については、法学未修者に対しても学修評価枠において主として法律科目試験の成績が考慮されており、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確に評価されるよう改善する必要がある。

### 【特記すべき事項】

- 東京都と札幌市で入学希望者等に対する法科大学院説明会を開催し、アドミッション・ポリシー等に関する事前周知に努めている。
- 入学者選抜において、「顕著な社会実績を有する者」又は「法学以外の分野で顕著な実績を有する者」を対象とする「特別選考」が行われている。

## 3 第6章全体の状況

当該章の基準のうち、満たしていない基準があり、章として問題がある。

## 第7章 学生の支援体制

### 1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

7-1-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

本法科大学院においては、学生が在学期間中に課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、教育理念に照らして、入学から修了までの間、クラス担任制、オフィスアワーの設定などによって、適切な履修指導ができる体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学前に事前指導を行うとともに、入学後においても新入生ガイダンスが行われ、教育理念、学習上の心構え、教務上・生活上のガイダンス、各担当教員による科目ガイダンスなど、履修指導の体制が十分にとられている。

特に、法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学修が適切に行われるよう、法律基本科目担当の専任教員によるオフィスアワーの設定、クラス担任制、実務家教員を中心に実施する懇親会や合宿などが行われている。

また、法学既修者に対しては、法学既修者の認定の方法に応じて、理論教育と実務教育との架橋を図るための履修指導として、新入生ガイダンス、実務家専任教員によるオフィスアワーが行われている。

7-1-2 各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

本法科大学院においては、目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図るために、クラス担任制によるきめ細かな指導がなされるとともに、専任教員全員により少なくとも週に1コマのオフィスアワーが設定され、教員室において、学習相談や学習上の助言が行われている。各教員のオフィスアワーの時間は毎学期当初に一覧表が掲示され、事前周知が図られている。

また、学生支援相談室の設置、学生投書箱や学生相談メールによる学習に関する学生の意見の汲み上げを行うなど、多様な学習相談、助言体制が整備されている。

7-1-3 各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、法科大学院支援専門員が配置されるとともに、法科大学院支援室、教材センター等に職員が配置されているなど、各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構からの奨学金に関する情報の提供がなされるとともに、入学料・授業料の免除及び徴収猶予制度が整備されている。

修学や学生生活については、全学的にメンタルヘルスや各種ハラスメントに対する取組が実施されている。メンタル面の対応として、保健管理センターに専門のカウンセラーが配置されている。また、セクシ

ュアル・ハラスメントの対応として、セクシュアル・ハラスメント相談員の配置のほか学外の専門カウンセラーへの相談体制が整備されている。このほか、クラス担任等による個別の対応がなされるなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、身体に障害のある者に対する支援として、入学者選抜試験において、学生募集要項の中で障害のある入学志願者に対する事前相談に係る内容が記載されており、受験の機会が確保されている。

身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備としては、スロープ、階段手すり、エレベーター等を設置するなど整備充足に努めている。

身体に障害のある学生に対する修学上の支援・特別措置としては、対象となる学生が入学した際には、必要に応じた措置・対応策を講じる予定であり、相当な配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

本法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、全学的組織として「キャリアセンター」が設置されているほか、実務家による講演会を開催するなど、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

## 3 第7章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

## 第8章 教員組織

### 1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

8-1-1 研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

本法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

また、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、大学ウェブサイトの「大学情報データベース」及びウェブサイトの「スタッフ紹介」において学内外に開示されている。

8-1-2 基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

本法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

また、大学ウェブサイトの「大学情報データベース」において、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が学内外に開示されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

本法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、研究者教員については「選考委員会」、実務家教員については「法科大学院人事委員会」における候補者の審査を経て、教育業績、研究業績、実務歴の審査、地元弁護士会との意見交換の結果などに基づき教授会において審議・決定する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、候補者の経歴や業績を考慮して、教授会において審議・決定する方法がとられており、本法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1 法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員20人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育理念を実現するため、基準で必要とされる数を超えて、専任教員が配置されているとともに、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）のいずれの分野にも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-2 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

本法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

8-3-1 基準8-2-1に規定する専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

本法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員5年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、「法科大学院教員会議」の構成員であり、教育課程の編成その他の法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-3-2 基準8-3-1に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

本法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のすべてが法曹としての実務経験を有する者である。

8-4-1 各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

本法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、法律基本科目、法律実務基礎科目及び展開・先端科目のうち知的財産法関係科目と経済法関係科目であり、そのうち必修科目の授業は、約9割が専任教員によって担当されている。

8-5-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

本法科大学院においては、教員の授業負担について、すべての専任教員が年間20単位以下にとどめられており、適正な範囲内である。

8-5-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

本法科大学院においては、専任教員に対して、教育・研究能力を高めることを目的として、教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、相当の研究専念期間が与えられる体制が整備されている。

8-5-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、法科大学院支援業務一般を行う法科大学院支援専門員が配置され、実務家教員や非常勤講師の対応業務を行う法科大学院支援室及び教材作成等を行う教材センターが整備されているほか、庶務・教務関係業務を行う事務職員が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動が大学ウェブサイトの「大学情報データベース」を通じて学内外に開示されている。
- すべての専任教員の授業負担が年間20単位以下にとどめられている。

### 【特記すべき事項】

- 専任教員の年齢構成のバランスがとれている。

## 3 第8章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

## 第9章 管理運営等

### 1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法律実務専攻長が置かれている。

本法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織として、「法科大学院教員会議」が置かれている。当該教員会議は、専任教員（みなし専任教員を含む。）により構成されており、法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、管理運営を行うために、「法学研究科・法学部事務局」が組織され、庶務を担当する学術研究担当、教務等を担当する学事担当などが配置されている。このほか、支援業務を担当する法科大学院支援室に職員が配置されている。

また、各種研修の実施により、職員研修の活発化に努め、職員の能力の向上を図るよう努めている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を実施するために、設置者により十分な経費が負担されており、法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮され、教育活動等を実施するにふさわしい十分な財政的基礎を有している。

また、法学研究科予算の決定の際に、種々の要望を述べる機会があるなど、設置者が本法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

9-2-1 法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

本法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、目的及び社会的使命を達成するための教育活動等の状況についての自己点検及び評価を行う独自の組織として「法科大学院評価専門委員会」が設置され、自ら点検及び評価を行い、その結果は、「自己評価書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

9-2-2 自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価を行うに当たって、「法科大学院評価専門委員会」が設置され、教育目的、教育内容、教育方法、成績評価及び修了認定、教育内容等の改善措置、入学者選抜、学生の支援体制、教員組織、管理運営等、施設、設備及び図書館等の項目が設定されている。

9-2-3 自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、法学研究科長は必要な改善に努め、さらに改善策の検討が必要な事項については関連委員会へ付託するものとしている。

9-2-4 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む本大学職員以外の者による検証を行うよう努めている。

9-3-1 法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

本法科大学院においては、法科大学院における教育活動等の状況について、入試説明会の開催、ウェブサイトへの掲載、学生募集要項、法科大学院案内等の印刷物の刊行など、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

9-3-2 法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

本法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、学生募集要項、法科大学院案内等を通じて、毎年度、公表されている。

9-4-1 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

本法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、法学研究科・法学部事務部又は本法科大学院FD委員会により収集され、5年間、それぞれが保管するものとされている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

## 3 第9章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

## 第10章 施設、設備及び図書館等

### 1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他本法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室、事務室等の施設が整備されている。教室、演習室等の一部については本法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。

教室及び演習室については、提供される授業を支障なく実施することができるよう整備されている。

教員室については、専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には勤務時間に応じて授業等の準備を十分かつ適切に行うことのできる専用研究室が整備されている。

教員が学生と面談することのできる施設については、各教員の教員室が整備されており、スペースが確保されている。

事務室については、すべての事務職員が支障なく職務を行えるだけのスペースが確保されている。

学生の自習室については、法科大学院専用であり、学生総数に対して、支障なく利用できる数の自習机が配置されるとともに、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、自習机からパソコンを使用して図書及び資料を検索することが可能であるほか、自習室と法科大学院図書室の距離が近いことから、自習室と法科大学院図書室との有機的連携が確保されている。

10-2-1 法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

本法科大学院においては、各施設に、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要な設備及び機器、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、プロジェクタ、DVDデッキ及びOHP等の視聴覚機器、複写機、印刷機器等が配備されている。また、自習室の自習机には電源コンセントが備えられ、パソコンを使用して図書及び資料の検索ができる「図書管理検索システム」、「判例検索システム」及び「学習支援システム」が整備されている。

10-3-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館として、法科大学院図書室、法令・判例新刊雑誌室、附属図書館が整備されている。

法科大学院図書室は本法科大学院が専用とする施設であり、また、法令・判例新刊雑誌室、附属図書館

は本法科大学院が専用とする施設ではないが、本法科大学院が管理運営に参画しているため、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。

法令・判例新刊雑誌室には、司書の資格を有し、法情報調査に関する基本的素養を備えた職員が配置され、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整備されている。

法科大学院図書室には、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な図書及び資料が備えられている。

法科大学院図書室の所蔵する図書及び資料については、持ち出しを管理する機器により管理され、図書及び資料の選定は授業担当教員が行うほか、法科大学院学生の希望に応じた図書及び資料の購入を図るなど、管理及び維持に努めている。

また、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果を上げるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、図書及び資料検索用パソコン、プリンタ、複写機等が整備されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【優れた点】

- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。
- 学生の自習机からパソコンを使用して図書及び資料を検索することが可能であるほか、自習室と法科大学院図書室の距離が近いことから、自習室と法科大学院図書室との有機的連携が確保されている。
- 法令・判例新刊雑誌室に司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えている職員が配置されている。

### 【特記すべき事項】

- 自習室については、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分な利用時間が確保されている。

## 3 第10章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

### Ⅲ 意見の申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ対象法科大学院に対して評価結果（案）を示し、これに対する意見（その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びに訪問調査で聴取した事項の範囲内であるものに限る）がある場合には、申立てを受付けました。

意見の申立てのあった事項については、法科大学院認証評価委員会において審議を行い、必要に応じて修正の上、最終的な評価結果を確定しました。

なお、このうち、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審議に当たっては、法科大学院認証評価委員会の下に置く意見申立審査専門部会の議を踏まえ、法科大学院認証評価委員会において当該意見の申立てへの対応を決定しました。

ここでは、当該法科大学院から提出された意見の申立ての内容とそれへの対応を示し、意見申立審査専門部会の審査結果報告についても参考として原文のまま掲載しています。

#### 申立件数： 1

##### （申立 1）

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【対象となる章及び基準】</b> 第 6 章 基準 6－1－4</p> <p><b>【対象となる項目】</b> 入学者選抜において 3 年課程と 2 年課程を併願した場合の 3 年課程の選抜について、<u>法学未修者についても学修評価において主として法律科目試験の成績が考慮されており、入学者の適性及び能力等が適確に評価されているとはいえない、とされている点。</u></p> <p><b>【意見】</b> 北大法科大学院では、以下の（４）に述べる理由から、法科大学院の理念である開放性と多様性を実現するとともに、公平かつ公正で、また出願者の学力を適確に把握する入試制度を採用し、法学未修者の適性と能力を適確に評価してきたものと考えている。</p> <p><b>【理由】</b> Ⅰ 北大法科大学院の入試制度（特に 3 年課程選抜）とその実績 1. 北大法科大学院は、3 年課程でも出願者の</p>	<p><b>【対応】</b> 基準を満たしていないとする判断に変更はないが、「根拠理由」に関して、次のとおり修正を行う。</p> <p>ただし、3 年課程と 2 年課程を併願した場合の 3 年課程の選抜については、法学未修者に対しても学修評価枠において主として法律科目試験の成績が考慮されており、…</p> <p>（なお、これに伴い、「具体的な内容」及び「改善を要する点」に関しても修正を行う。）</p> <p><b>【理由】</b> 3 年課程と 2 年課程を併願した場合の 3 年課程の選抜について、法学未修者に対して法律学の学識を量ることができる法律科目試験の成績が考慮されており、入学者の適性及び能力等が適確に評価されていないため。</p> <p>なお、本法科大学院の 3 年課程の選抜においては、「適性試験枠」「小論文枠」「学修評価枠」を設け、枠ごとに合否を判定しており、学修評価を考慮するのは学修評価枠だけであることか</p>

多くが法学部出身者であるという現実の下、法科大学院制度の趣旨を十分に踏まえ、入学者全体のうち、他学部出身者ないし社会人の占める割合を常に3割以上確保してきた。そのため、「学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績が、適切に評価できるよう」（解釈指針6-1-5-1）、適性試験枠（15名程度）、小論文枠（30名程度）、学修評価枠（25名程度）、という多元的な選抜方法を採用している。

2. 3年課程の出願者には2年課程への併願も認めているが、これは上記のような状況の下、出願者の経済的負担等をも考慮し、進路選択の幅を広げるための措置であり、また適性試験枠と小論文枠では、3年課程専願者も併願者も全く同じ基準で選抜されている。

3. 学修評価枠では、上記の指針を具体化し、専願者については、学部成績を中心としつつも、多様な学修成果を適確に評価すべく、語学検定や取得した資格等も勘案し、また併願者についても、学部成績等のほか、たとえば課外活動への取組みに目配りしたり、公平・平等の観点に配慮し、法律科目試験も受験していることから、その成果も参考資料としている。これは法学の学修成果を適切かつ実質的に把握するため、直近の資料も参考にすると趣旨によるもので、法律の知識を求めたものではない（詳細は、平成19年11月7日付報告に記載）。

## II 今後の対応

北大法科大学院の入試制度に関する基本的立場は上記のとおりであり、開放性と多様性を現実のものとし、公平性と公正さを堅持しつつ、出願者の適性及び能力を適確に把握するために工夫を凝らした制度であると考えてきた。したがって、募集要項等における表現等の問題から、3年課程の入試が法律の知識を求めるものとの誤解を与えたことは真に残念である。

ら、そのことが明確になるよう修正を行う。

（意見申立審査専門部会の審査結果は「意見申立審査専門部会の審査結果報告」を参照）

<p>他方で、法科大学院入試も5年を過ぎ、この間に蓄積されたデータと状況の変化に対応すべく、北大法科大学院では既に昨年から入試制度の見直しを進めており、今年に入ってから入試制度検討委員会を開催して今後の入試制度のあり方を検討し、今後とも上記の指針を十二分に踏まえつつ、さらに適切な学修評価制度の構築を目指すこととなった。北大法科大学院としては、早急に成案を得て、平成21年度の募集要項を公表する予定である。</p>	
---	--

(参考)

## 審査結果報告書（北海道大学）

(申立1)

対象となる章及び基準	第6章 基準6-1-4
審査結果	意見申立には理由がない
<p><b>【理由】</b></p> <p>(1) 意見申立書の「(4)理由」によると、3年課程選抜においては、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績が、適切に評価できるよう、適性試験枠、小論文枠、学修評価枠という多元的な選抜方法を採用し、学修評価枠における2年課程の併願者については、学部成績等のほか、たとえば課外活動への取組みに目配りしたり、公平・平等の観点に配慮し、法律科目試験も受験していることから、その成果も参考資料としていること、これは法学の学修成果を適切かつ実質的に把握するため、直近の資料も参考にすると趣旨によるもので、法律の知識を求めたものではないことを法科大学院側は主張している。</p> <p>これに関し、評価結果(案)においては、学生募集要項に「学修評価においては主に法律科目試験の成績を考慮する」と明記されていること、また、訪問調査時において法科大学院側から「学修評価(学部等の成績)については出身大学等によって評価にばらつきがあることから、併願者にあつては出身大学等における成績評価より、2年課程の選抜において法科大学院が行う法律科目試験の成績の方が信頼性があるため、主として当該試験の成績を考慮している」との説明があつたことをもとに、併願の場合の法学未修者の選抜において実質上法律学の知識を量ることができる法律科目試験の結果を用いているものと判断し、公平性、開放性、多様性の確保を旨としている法科大学院の入学者選抜の在り方として適切でなく、「入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。」と規定している基準6-1-4を満たしていないものと判断している。</p> <p>(2) また、法科大学院側からは、3年課程の第2次選抜に当たっては、「適性試験枠」「小論文枠」「学修評価枠」を定め、枠ごとに一定数の合格者を決める、学修評価枠における専願者と併願者の割合についても第1次試験合格者における専願者と併願者の割合を基準とするなど、合格者が併願者に偏らない選抜の工夫を行っているとの説明があつた。提出された資料を見る限り、実際の合格者に占める併願者の割合が著しく高いと認められるわけではない。</p> <p>しかし、評価結果(案)は、法律科目試験をどの程度選抜の考慮要素としているか、また実際の選抜においてどのような配慮がなされているかにかかわらず、法学未修者の選抜において法律学の学識を量ることができる法律科目試験の結果を用いること自体が不適切であると判断し、当該基準を満たしていないものとしている。</p>	

- (3) 法律科目試験は、「法科大学院の設置基準等について」（平成14年8月5日中央教育審議会答申）において、「法科大学院の基礎的な法律科目の履修を省略できる程度の基礎的な学識を備えているかどうかを判定するもの」と定義されており、また、「法学未修者の選抜において、法律科目試験を実施することは認められない」とされている。

法科大学院の入学選抜における公平性、開放性、多様性の要請や上記中央教育審議会答申の趣旨を勘案すれば、法学未修者の選抜において法律学の学識を問うことは適当でなく、本法科大学院の併願者に係る3年課程選抜学修評価枠にあっては、直接に法律科目試験を課しているわけではないが、2年課程選抜のために受験した法律学の学識を問う法律科目の試験結果を考慮することは、実質的に同様の問題を含んでいるといわざるを得ない。

法科大学院側は、あくまでも選抜の「参考」であって、法律の知識を求めたものではないと主張するが、法学の知識を量ることができるものを選抜の資料として用いること自体が客観的に見れば、法律学の学識を求めていることと同じ結果になるといわざるを得ない。

- (4) これらを踏まえれば、基準6-1-4を満たさないものとする評価結果（案）は妥当であると判断する。

- (5) なお、基準適合性についての上記の判断を左右するものではないが、【根拠理由】において「法学未修者に対しても学修評価において主として法律科目試験の成績が考慮されており」と記述されている点については、本法科大学院においては3年課程の選抜において「適性試験枠」「小論文枠」「学修評価枠」を設けており、法律科目試験の成績が考慮されるのは「学修評価枠」のみであることから、そのことが明確になるようその表現には工夫を施すことが望ましい。

## <参 考>



## i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

### 1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名  
北海道大学大学院法学研究科・法律実務専攻
- (2) 所在地  
北海道札幌市
- (3) 学生数及び教員数  
学生数：261人  
教員数：26人（うち実務家教員6人）

### 2 特徴

#### 〔沿革〕

北海道大学法学部は、昭和28年に北海道大学法経学部から分離・独立し、継続的に講座数を拡充したあと、昭和49～52年に教育部36教育科目、研究部4部門12研究科目、入学定員220名に改組拡充した。研究部の設置と教授・助教授54名という教員定員は、当時全国の法学部の中でトップクラスの質と規模の教授陣を可能とし、その後の幅広い専門分野の先端的研究を基礎とする充実した教育の基礎になった。

昭和60年代以後は大学院の整備を進め、平成4年に2年制の専修コースを新設し、平成12年に大学院重点化し、入学者数を倍増した。この際に、研究部を改組して、高等法政教育研究センターを設立し、研究と教育の有機的連携体制を強化した。

#### 〔本学・本研究科の伝統〕

北海道大学は、北海道開拓使札幌農学校の開校当初から、常に広く全国から有為の人材を集め、最先端の近代教育によって優秀な卒業生を全国に送り出してきたが、それと同時に、地域と密接な連携を持ち、北海道開発に関わってきた。北海道大学法学部も創設以来常に、入学者の半数前後を北海道外から受け入れ、卒業生の多くを全国に送り出してきたが、同時に、地域と密接な連携を持ち、その発展に貢献してきた。この「教育の地方分権」的機能は本学・本研究科の地理的特色によるが、教員と学生の親密な関係に基づく少人数演習を重視した法学教育も、この伝統の一環をなすものであり、大規模地方都市に所在する基幹大学という特性を基礎にしている。

このような教育によって、北海道大学大学院法学研究科・法学部は、産業界・官界とともに司法界に多くの人材を輩出し、平成8年から平成17年までの10年間に129名の司法試験合格者を法曹界に送り出した。平成18年には、新旧司法試験合わせて、40名の合格者を輩出した（旧試験14名、新試験26名）。

本研究科は、研究部そして高等法政教育研究センターによって研究活動と教育の有機的な連結を図ってきた。

現在、本研究科は、科学研究費等による最先端の研究を全国の法学部の中でも特に積極的に推進しており、とりわけ、平成15年度より推進している21世紀COEプログラム「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」は、わが国の知的財産法をリードする研究拠点となっている。法科大学院の教育は常にこれらの研究活動の成果を取り入れており、上記の21世紀COEプログラムの研究活動には、法科大学院生も様々な形で参加している。

#### 〔法科大学院教育の特色〕

北海道大学法科大学院の26名の専任教員が法曹としての基礎力と応用力を確実に養成し、本研究科法学政治学専攻及び公共政策大学院の32名の兼任教員が、幅広い分野の研究をふまえた学際的あるいは先端的領域での教育を展開し、変化する社会で活躍できる発展力を養成する。また、本法科大学院の教育は、上に述べた本学・本研究科の伝統を継承して、次のような特色を有している。

- ①全国の法曹志望者に開放された法科大学院を目指し、ホームページでの情報公開・PRに努め、東京試験会場の開催、首都圏でのエクスターンシップを実施している。
- ②実務法曹との連携による実務法教育の開発・実施を重視し、札幌弁護士会法科大学院支援委員会と協議を行い、ローヤリング＝クリニック、エクスターンシップを実施している。
- ③少人数教育体制を確保し、双方向的・多方向的授業・文書作成指導を重視した質的にも個々の学生に応じた指導を実施している。
- ④法律・先端・学際的各分野において、より高度な知識・理解を求める者は、報告準備のための指導を受けられるようにしている。

## ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

### 〔教育上の理念・目的〕

司法制度改革審議会意見書が指摘するように、グローバリゼーションの中で、日本社会の様々な領域において法の果たすべき役割が拡大し、また、それぞれの分野で事前の行政規制よりも事後の司法チェックが重要になり、社会の高度化のゆえにより高度な専門知識が必要になっている。このような新しい社会状況において、すべての法曹は、専門法曹としての基礎的能力とともに、変容する社会からの高度な要請に応えられる応用力・発展力を持たなければならない。法科大学院は、この様々な社会領域の要請に応えられる多様な法曹を養成しなければならない。また、司法制度改革によって従来の司法研修所教育の一部を引き受けることになった法科大学院は、法学の基礎力のうえに、法実務の基礎を修得させなければならない。

### 〔養成しようとする法曹像〕

以上から、21世紀の法曹は、次のような能力・資質を備えていなければならないと考える。

- (i) 基本的法分野における体系的で深い理解
- (ii) 先端的・応用的法分野における専門的知識
- (iii) これらの知識を実践の場で使いこなす実践的知識
- (iv) 柔軟で創造的な思考力
- (v) 交渉能力と説得能力
- (vi) 人権感覚・倫理性
- (vii) グローバル化のなかでの比較法的知識と語学力
- (viii) 他の専門分野に対する理解能力

これらのうち、(i) (iii) (iv) (v) (vi) は法曹のコモンベーシックをなす「基礎力」であり、(ii) (vii) (viii) は、各人がそれぞれの方向で法曹としての付加価値を高める「発展力」である。

### 〔教育内容・方法の特色〕

後者の発展力について、本法科大学院は、特に2つの分野での能力の養成を重視する。第1は、知的財産法など先端的なビジネスに強い法曹の養成である。グローバル化あるいは企業活動のコンプライアンス重視と相まって、今後ますますビジネスに法が浸透すると予想され、司法制度改革には経済界からのそのような要請に応える部分がある。第2は、市民生活に密着した法曹の養成である。社会への法の浸透はビジネスの分野に限られない。司法制度改革の目標である法の行き届いた社会を実現するには、このような法曹の存在が不可欠である。司法過疎の解消で求められているのも、この種の法曹である。

前者の基礎力の養成について、本法科大学院は、本学・本研究科の伝統と社会的位置を基礎に、次のような特色を持つ教育制度を構築し、教育を実施する。

- (i) 全国の多様な法曹志望者への開放性と透明性（PR、入試制度、成績評価などに関する）
- (ii) 実務法曹、とりわけ地域の弁護士会との連携による実務法教育の開発と実施
- (iii) 少人数教育の実施と、双方向的・多方向的授業・文書作成指導など個々の学生に応じた指導
- (iv) 法律・先端・学際的各分野においてより高度な知識・理解を求める者に対する指導

### iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書等 [http://www.niad.ac.jp/sub\\_hyouka/ninsyou/hyoukahou200803/houka/jiko\\_hokkaido\\_h200803.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200803/houka/jiko_hokkaido_h200803.pdf)